

小学校養護教諭が行う児童虐待対応に校内組織体制が与える影響

Influence of School Organizational Systems for Child Abuse on Elementary School *Yogo* Teachers' Responses to Cases of Abuse

青柳 千春, 阿久澤 智恵子, 下山 京子*, 佐光 恵子**

*高崎健康福祉大学

**群馬大学大学院保健学研究科

要 約

本研究の目的は、小学校養護教諭を対象に児童虐待に関する校内組織体制について調査し、児童虐待を疑ったり気づいたりする経験との関連、校外機関との連携の現状を明らかにすることにより、今後の小学校養護教諭が行う児童虐待対応の在り方について検討することである。A県内の全公立小学校（344校）に勤務する全養護教諭を対象とし、児童虐待に関する校内組織及び校外機関との連携について自記式質問紙調査を実施し、146人から回答を得た。結果、児童虐待に関する校内組織体制の設置の有無が、児童虐待の早期発見に影響を与えていることが示唆された。また、校内で児童虐待に気づいたり疑ったりした場合においても、児童相談所などの校外機関と連携をしなかった理由は、「児童虐待の確証がもてなかったり、相談又は通告後のことを不安に思ったりしている」などが明らかとなり、児童虐待の対応や校外機関に関する知識や情報の不足が原因の一因であることも示唆された。今後は、児童虐待の発見の遅れを防ぐために、校内組織体制の確立を難しくしている要因について明らかにするとともに、関係職種や校外機関が互いの役割を理解し、具体的にどのように連携を図ることが有効であるかを検討することが必要である。

キーワード：養護教諭，児童虐待，校内組織体制，校外機関

はじめに

近年の都市化，少子高齢化，情報化等による社会環境や生活様式の急激な変化は，子ども達の心身の健康にも大きな影響を与え，子ども達が抱える健康問題は多様化・複雑化している。中でも，子どもの尊い生命が奪われる等重大な児童虐待事件は後を絶たず，全国の児童相談所に寄せられる虐待に関する相談件数は増加の一途をたどるなど，児童虐待の問題は深刻さを増しており，早急に対応しなければならない社会的問題の一つとなっている^{1) 2)}。国はこの社会的問題に対応するため，2000年に「児童虐待の防止に関する法律」（以下，児童虐待防止法）を施行し，児童虐待問題に対する社会的な関心を喚起させた³⁾。2004年，2007年，2009年に同法の改正を行い，児童虐待の早期発見や防止の強化を図っている。

こうした社会情勢を受けて，文部科学省では，2007年10月に，「養護教諭のための児童虐待対応の手引書」⁴⁾を作成したり，2011年1月26日付で「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」⁵⁾を通知したりして学校教育現場における児童虐待の取組の充実を促進しているところである。

平成23年度 厚生労働省の調査⁶⁾によれば，2011年度の児童相談所における虐待相談の年齢構成の割合は，小学生が全体の36.2%を占めている。日常的に子どもに関わる学校の教職員は児童虐待をいち早く発見しやすい立場にあり，その役割期待も大きい。とりわけ養護教諭は，全校の子どもを対象としており，入学から経年的に子どもの成長や発達を見ることができるとともに，学校保健活動の中心となる保健室は，子ども達にとっていつでも安心して利用し，話を聞いてもらえる場所であったりすることから，虐待を発見しや

すい場であり、教職員の中でもその役割期待が大きいものとする。

しかし、平成18年度 厚生労働省の調査⁷⁾によれば、児童虐待相談を受けた後の対応状況は、助言指導や継続指導等のいわゆる面接指導が81.2%と最も多く、児童相談所が該当の児童生徒を両親から分離し児童養護施設入所の措置をとったものは「被虐待児」のうち約1割である。つまり、残り約9割の被虐待児は、通告後も家庭で生活を続けながら継続観察されており、学校は児童相談所等と連携して継続的な対応をする必要がある。

以上のことから、学校における児童虐待への取組の強化充実を図るためには、早期発見・早期対応と同様に、校内の組織体制を整え、校外機関との連携を図りながら、継続した支援に向けての取組を充実させることが緊喫の課題であるとする。

そこで本研究では、児童虐待に関する校内組織体制及び校外機関との連携について現状と課題を明らかにし、今後の小学校養護教諭が行う児童虐待対応の在り方について検討することを目的とした。

用語の操作的定義

児童虐待：本研究では、「保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）に対し、身体的虐待、性的虐待、保護者の怠慢・拒否（ネグレクト）、心理的虐待を行うこと」と操作的に定義した。

研究方法

1. 調査対象者：A県内の全公立小学校（344校）に勤務する全養護教諭。
2. 調査内容と方法：2011年2月～3月の間に自記式質問紙調査を実施した。調査票は先行研究^{8) 9)}を参考に作成し、回答は無記名とし、対象者への調査票の配布及び回収は郵送とした。主な調査内容は、①児童虐待に関する校内組織の設置の有無について ②校内組織の構成メンバー ③養護教諭が虐待を疑った又は気づいた時の校内の相談相手 ④虐待を疑った又は気づいた時の校外機関との連携 ⑤属性として、年齢、養護教諭の経験年数、勤務している学校の規模、児童虐待に関する学習機会（研修）、2010年度に虐待を疑った又は気づいた経験について調査した。児童虐待に関する学習機会（研修）については、「教育委員会が主催の研修会・講演会又は、それ以外の研修会・講演会」

のいずれかの研修に参加したことがあるか否かを調査した。

3. 分析方法：統計解析にはSPSS Ver.19を用いた。分析の視点としては、養護教諭の児童虐待に関する校内組織の有無及び校内組織と児童虐待に気づいた経験の有無との差については χ^2 検定を用い、有意水準は5%未満とした。

4. 倫理的配慮：本調査実施前にA県小学校校長会会長に対して口頭と文書にて説明し、調査協力の承諾後に、郵送にて県内の全公立小学校管理者（校長）に対して、研究の目的と調査の概要について、文書にて説明を行い調査参加及び協力の依頼をした。校長の調査協力の同意が得られた場合に、校長より当該小学校の養護教諭に調査書類を渡していただき、同意が得られた養護教諭を本調査の対象とした。A県小学校校長会会長の同意書の提出及び、養護教諭へ調査書類を渡したことにより、校長の同意が得られたものとした。また養護教諭においては、調査票の提出により同意が得られたものとした。対象者に対しては、研究の目的と方法、研究への参加は自由意志であること、調査で得られた情報は個人が特定されることのないように全て記号化し、プライバシーの保護には十分に配慮すること等の説明を行い依頼した。なお、本研究はA大学大学院医学系研究科における疫学研究倫理審査委員会の承認を得た後に実施した。

結果

1. 回答者の基本属性

146人の養護教諭から回答を得た。回収率は42.2%であった。

回答者の属性は表1の通り、年齢は40歳代が62人（42.5%）と最も多く、続いて50歳代が35人（24.0%）であった。経験年数は21年以上が約半数を占めていた。勤務している学校の規模は、小規模校が68人（46.6%）と多かった。児童虐待に関する学習の機会については、「教育委員会が主催の研修会・講演会又は、それ以外の研修会・講演会」のいずれかの研修に参加したことがあるもの（以下「研修あり群」とする）は114人（78.1%）、いずれの研修にも参加したことがないもの（以下「研修なし群」とする）は30人（20.5%）無回答2人（0.4%）であった。また、2010年度に児童虐待を疑った又は気づいた経験があるもの（以下「気づいた群」）は57人（39%）、疑った又は気づいた経験がない（以下「気づかない群」）は85人（58.2%）無回答4人（2.8%）であった。

表1 回答者の属性について

項目	カテゴリー	n=146	
		人	%
年齢	20歳代	19	13.0
	30歳代	20	13.7
	40歳代	62	42.5
	50歳代	35	24.0
	60歳代	7	4.8
	他	1	0.7
	無回答	2	1.4
勤務年数	1～5年	16	11.0
	6～10年	22	15.1
	11～15年	12	8.2
	16～20年	25	17.1
	21～25年	19	13.0
	26～30年	26	17.8
	31年以上	24	16.4
	無回答	2	1.4
学校規模	小規模校	68	46.6
	中規模校	45	30.8
	大規模校	32	21.9
	無回答	1	0.7
カウンセラーの配置	あり	21	14.4
	なし	123	84.2
	無回答	2	1.4
研修経験	あり	114	78.1
	なし	30	20.5
	無回答	2	1.4
児童虐待を疑った又は気づいた経験	あり	57	39.0
	なし	85	58.2
	無回答	4	2.8

置あり」と回答したのは、児童虐待（疑いも含む）に「気づいた群」は18人（31.6%）、「気づかない群」は13人（15.3%）であった。児童虐待を疑ったり気づいたりする経験と校内組織の設置の有無との差について、 χ^2 検定を行ったところ有意な差が認められた（ $p<0.05$ ）。

(2) 校内組織の構成メンバー

校内組織の構成メンバーは表3の通りである。養護教諭が所属していると答えたのは、26人（83.9%）であった。構成メンバーとして高い割合を占めたのは、校長29人（93.5%）、教頭28人（90.3%）、そして生徒指導主任26人（83.9%）、同じく養護教諭26人（83.9%）であった。一方、学校医や学校歯科医、スクールカウンセラーが校内組織のメンバーになっている学校はなかった。

(3) 虐待を疑った又は気づいた時の校内の相談相手

養護教諭が虐待を疑った又は気づいた時に、校内で相談する相手は、表4の通りである。52人（91.2%）

表2 児童虐待に関する校内組織の有無及び校内組織と児童虐待に気づいた経験の有無の関係

項目	内容	全体(n=146)		気づいた経験あり(n=57)		気づいた経験なし(n=85)		検定
		人	%	人	%	人	%	
		校内組織の有無	あり	31	21.2	18	31.6	
	なし	111	76.0	39	68.4	72	84.7	*
	無回答	4	2.7					

表3 児童虐待に関する校内組織がありと答えた31校の構成メンバー

項目	内容	校内組織あり(n=31)	
		人	%
構成メンバー(複数回答)	校長	29	93.5
	教頭	28	90.3
	教務主任	21	67.7
	生徒指導主任	26	83.9
	学年主任	12	38.7
	保健主事	8	25.8
	教育相談主任	13	41.9
	特別支援コーディネーター	11	35.5
	養護教諭	26	83.9
	学校医	0	0.0
	学校歯科医	0	0.0
	スクールカウンセラー	0	0.0
	被虐待児童の担任	16	51.6
	その他	4	12.9

が誰かに相談したと答えており、相談相手は校長51人（89.5%）、教頭45人（78.9%）と管理職が多く、続いて被虐待児童の担任37人（64.9%）であった。

(4) 虐待を疑った又は気づいた時の校外機関との連携

虐待を疑った又は気づいた時の校外組織への相談又

表4 虐待を疑った（気づいた）時の校内の相談相手

項目	内容	全体(n=57)	
		人	%
相談の有無	あり	52	91.2
	なし	5	8.8
相談相手(複数回答)	校長	51	89.5
	教頭	45	78.9
	教務主任	13	22.8
	生徒指導主任	23	40.4
	学年主任	14	24.6
	保健主事	9	15.8
	教育相談主任	7	12.3
	特別支援コーディネーター	8	14.0
	養護教諭	6	10.5
	学校医	3	5.3
	学校歯科医	1	1.8
スクールカウンセラー	2	3.5	
被虐待児童の担任	37	64.9	

2. 児童虐待に関する校内外組織体制について

(1) 校内組織の設置の有無について

児童虐待に関する校内組織の設置の有無及び校内組織と児童虐待を疑った又は気づいた経験の有無の関係は表2の通りである。

校内組織があるのは31人（21.2%）、ないのは111人（76.0%）、不明4人（2.7%）であった。

また、児童虐待に関する校内組織の設置では、「設

は通告の有無は、表5-1の通りである。39人（68.4%）が校外機関への相談又は通告をしたと答えていた。校外機関に相談又は通告を行ったのは、校長32人（82.1%）が一番多かった。それらの、相談又は通告先は、児童相談所24人（61.5%）、続いて市町村担当部署18人（46.2%）、市町村教育委員会18人（46.2%）であり、それらの機関へ相談又は通告した理由は、「専門機関だから」27人（69.2%）が一番多く、続いて「きまりだから」7人（17.9%）であった（表5-2）。

一方、18人（31.6%）が虐待を疑った又は気づいたが、校外機関への相談又は通告をしなかったと答えていた。その理由は表5-3の通りであった。「様子を見る段階であるため」や「状況把握をした結果の判断」、「校内で検討して」等、校内で話し合った結果とするものや、「保護者から事情を聞くことができた」や

「大きなケガでなく、保護者に連絡を取り事情を聞き改善が見られたため」等、校内で保護者への対応から改善が見られたとするもの、「本人からの訴えではっきりしない」「確証がなかった」「勇気が出ない」「保護者のことを思うとできない」等、判断の確証をもてず、相談又は通告後のことを不安に思っている内容があげられた。

相談又は通告した後の結果については表5-4の通りである。29人（74.3%）が何らかの改善が見られたと答えていた。その理由を、半数以上の18人（62.1%）が「保護者の態度に具体的な変化が見られた」としている（表5-5）。一方「改善が得られなかった」と答えた10人（25.7%）は、その理由として「こちらが望む対応と違っていた」としている（表5-6）。

表5-1 虐待を疑った又は気づいた時の校外機関への相談又は通告の有無

項目	内容	全体(n=57)	
		人	%
校外機関への相談又は通告	あり	39	68.4
	なし	18	31.6

表5-2 校外機関への相談又は通告がありと答えた39校の通告した人、通告先・相談又は通告した理由

項目	内容	全体(n=39)	
		人	%
通告した人(複数回答)	校長	32	82.1
	教頭	14	35.9
	教務主任	0	0.0
	生徒指導主任	1	2.6
	学年主任	0	0.0
	保健主事	0	0.0
	教育相談主任	1	2.6
	特別支援コーディネーター	0	0.0
	養護教諭	4	10.3
	学校医	0	0.0
	学校歯科医	0	0.0
	スクールカウンセラー	0	0.0
	被虐待児童の担任	1	2.6
その他	2	5.1	
通告先(複数回答)	児童相談所	24	61.5
	市町村担当部署	18	46.2
	福祉事務所	2	5.1
	教育委員会	18	46.2
	警察	2	5.1
	その他	4	10.3
	相談又は通告した理由(複数回答)	専門機関だから	27
知り合いがいるから	3	7.7	
気軽に相談できそうだから	1	2.6	
場所を知っていたから	0	0.0	
きまりだから	7	17.9	

表5-3 校外機関への相談又は通告がなしと答えた18校の相談又は通告しなかった理由

項目	内容	全体(n=18)	
		人	%
相談又は通告しなかった理由 (自由記述)	まだ様子を見る段階であるため	3	16.6
	保護者から事情が聞けたため	1	5.6
	保護者のことを思うとできない	1	5.6
	本人から(1年生)の訴えではっきりしないから	1	5.6
	まだ確信が無く見極めが必要だったため	1	5.6
	確証がなかった	1	5.6
	大きなケガでなく、保護者に連絡を取り事情を聞き改善が見られたため	1	5.6
	校内で検討して	1	5.6
	状況把握をした結果の判断	1	5.6
	勇気が出ない	1	5.6

表5-4 相談又は通告した39校のその後の結果

項目	内容	全体(n=39)	
		人	%
相談または通告した後の結果	改善された	8	20.5
	改善された部分もある	21	53.8
	ほとんど改善されなかった	8	20.5
	改善されなかった	2	5.2

表5-5 相談又は通告した後の結果「改善された」「改善された部分もある」と思う29校の理由

項目	内容	全体(n=29)	
		人	%
校外機関と連携をして改善された理由 (複数回答)	子どもの行動への具体的な対応策が得られた	10	34.5
	子どもが保護された	10	34.5
	子どもの行動に具体的な変化が見られた	7	24.1
	家庭への具体的な対応策が学校に得られた	10	34.5
	保護者の態度に具体的な変化が見られた	18	62.1
	教員や養護教諭の職務上の負担が減った	0	0

表5-6 相談又は通告した後の結果「ほとんど改善されなかった」「改善されなかった」と思う10校の理由

項目	内容	全体(n=10)	
		人	%
校外機関と連携をして改善されなかった理由 (複数回答)	連絡先機関が具体的に動いてくれなかった	3	30.0
	こちらが望む対応と違っていた	5	50.0
	連絡先機関の動きを知らされていなかった	0	0
	保護者との信頼関係が損なわれた	0	0
	子どもが登校してこなくなった	0	0
	虐待以外の複雑な問題があった	4	40.0

考 察

1. 校内組織体制の整備

勤務校に児童虐待に関する校内組織がある養護教諭の方が、校内組織のない養護教諭に比べて児童虐待を

疑った又は気づいた経験が多かったことから、児童虐待に関する校内組織体制の有無が、児童虐待の早期発見に影響を与えていることが示唆された。

虐待を疑った又は気づいた時に通告をしなかった理由として、判断の確証をもてず、相談又は通告後のこ

とを不安に思っている内容があげられていることから、抱え込みを回避し適切な対応をしていくためには、校内組織を設置することが重要であると考え。

さらに、文部科学省が2007年10月に作成した「養護教諭のための児童虐待対応の手引書」¹⁰⁾において、健康診断や保健室等での児童生徒への対応における児童虐待の早期発見の機会や視点とともに、教職員が一人で抱え込まず、管理職をはじめ、養護教諭、学校医・学校歯科医等を含めた校内連携を図ることの必要性が述べられている。しかし、本調査の結果、校内組織の構成メンバーは、管理職や養護教諭は含まれている割合が高かったものの、学校・学校歯科医・スクールカウンセラー等の専門職が構成メンバーになっている学校はなかった。また、養護教諭が校内で相談する相手は、校長・教頭などの管理職、生徒指導担当教員の順に多く、学校医・学校歯科医・スクールカウンセラーに相談すると答えたのは、6人(10.6%)と少なかった。渋谷¹¹⁾は、組織体制を確立していくためには、調整能力のある人材、そして適切な判断ができる人材が不可欠であると述べている。校内組織を設置することはもちろん、子どもが発するサインを多角的な視点で観察し虐待の疑いについて判断することが、児童虐待の早期発見につながることも、校内組織の構成メンバーについても検討し充実を図ることの必要性が示唆された。

2. 教職員の研修機会等の確保

虐待を疑った又は気づいた時の校外組織への相談又は通告をしたと答えたのは39人(68.4%)であった。それらの機関へ相談又は通告した理由については、「専門機関だから」27人(69.2%)が一番多く、「きまりだから」と答えたのは7人(17.9%)であった。2004年の児童虐待防止法の改正により、通告の対象が「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に拡大されている。これにより虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、通告義務が生じることとなった。こうした通告については、児童虐待防止法の趣旨に基づくものであれば、その結果、児童虐待ではなかったとしても刑事上、民事上の責任を問われることは基本的にはないとされている。

しかし、通告しなかった理由として、判断の確証をもてず、相談又は通告後のことを不安に思っている内容があげられていることが多いことから、教職員に、児童虐待対応に関する知識の共通理解が図られていないことが懸念される。

さらに、児童虐待は複雑な問題を抱えているため、

学校が単独で対応することは困難であり、チームによる対応が必要となるケースが少なくない。しかし、校外機関の特性を十分に理解していないと、連携がうまくいかないだけでなく、ケースの状態を悪化させてしまうことも懸念される¹²⁾。本調査の結果では、相談又は通告した後の結果について、29人(74.3%)が何らかの改善が見られたと答えている一方で「改善が得られなかった」と答えた10人(25.7%)は、その理由として「こちらが望む対応と違っていた」としている。これらのことから、教職員の抱え込みや児童虐待のサイン等を見逃してしまうことを避けたり、校外機関との連携を図ったりするためにも、すべての教職員に児童虐待に関する制度や知識、関係する様々な機関の特性等について等しく学ぶ機会を確保することが重要であると考え。

まとめ

本研究では、児童虐待に関する校内組織体制及び校外機関との連携について現状と課題を明らかにし、今後の児童虐待対応の在り方について検討することを目的とし、A県内の全公立小学校(344校)に勤務する全養護教諭を対象に、自記式質問紙調査を行った。結果、児童虐待に関する校内組織体制の設置の有無が、児童虐待の早期発見に影響を与えていることが示唆された。しかし、A県の小学校における児童虐待に関する校内組織体制は2割程しか設置されておらず、いずれの学校でも学校医やスクールカウンセラー等が校内組織の構成メンバーになっていないなど、組織的な取組が不十分であることが明らかとなった。

一方、校内で児童虐待に気づいたり疑ったりした場合においても、約3割のケースでは児童相談所などの校外機関と連携をしていなかった。その理由として、「児童虐待の確証がもてなかつたり、相談又は通告後のことを不安に思ったりしている」などが明らかとなり、児童虐待の対応や連携機関に関する知識や情報の不足が原因の一因であることも示唆された。

以上のことから、校内組織を設置することはもちろん、校内組織の構成メンバーについても検討し、校内組織体制の整備・充実を図ること、及び、教職員の児童虐待に関する研修の機会等を確保することが重要である。

本研究の限界と今後の課題

本研究は、初めてA県内の小学校の児童虐待に関する校内組織の実態を明らかにし、養護教諭の児童虐

待を疑った又は気づいた経験と校内組織体制の影響について検討を行ったことに意義がある。

しかし、A 県という限定された地域での結果であるため、一般化には限界がある。

児童虐待の発見の遅れを防ぐためにも、今後は校内組織体制の確立を難しくしている要因について明らかにするとともに、関係職種や関係機関が互いの役割を理解し、どのように連携を図ることが有効であるかを検討することの必要性が示唆された。今回明らかになった結果を踏まえて対象を拡大する等、さらなる研究の蓄積と発展に取り組む必要がある。

謝 辞

本研究の実施にあたり、調査にご協力くださいました養護教諭の皆様に深く感謝いたします。

引用文献

- 1) 財団法人 厚生統計協会：国民の福祉の動向。厚生
生の指標 臨時増刊，55：59-61，2008.
- 2) 厚生労働省：平成18年度児童相談所における児
童相談対応件数等， Availableat： [http://www.mhlw.
go.jp/bunya/kodomo/dv16/index.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv16/index.html). Accessed July
2, 2011.
- 3) 厚生労働省：児童虐待の防止等に関する法律。平
成十二年法律第八十二号 最終改正平成十九年六
月一日法律第73号，
Availableat： [http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/
dv22/01.html](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/
dv22/01.html). Accessed July 2, 2011.
- 4) 文部科学省：養護教諭のための児童虐待対応の手
引き，2007.
- 5) 文部科学省：児童虐待防止に向けた学校等におけ
る適切な対応の徹底について（通知）初児生第29
号，平成22年1月26日，
Availableat： [http://www.mext.go.jp/b_meu/hakusho/
nc/1289682.htm](http://www.mext.go.jp/b_meu/hakusho/
nc/1289682.htm). Accessed July 2, 2011.
- 6) 厚生労働省：福祉行政報告例 結果の概要 平
成23年度 福祉行政報告例の概要， Availableat：
<http://ww.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1a.html>. Accessed
July 8, 2013
- 7) 前掲2)
- 8) 角田千恵美・原田愛子：児童虐待への対応に関す
る研究—養護教諭のかかわりを中心に。小児の精
神と神経，49(3)，213-219，2007.
- 9) 音美千子・谷本千恵：養護教諭の児童虐待に対す
る意識と経験—児童虐待の早期発見・介入に向け

て。石川看護雑誌，6，77-83，2009.

10) 前掲4)

11) 渋谷昌史：小学校における子ども虐待対応構造に
関する考察—子どもの虐待に関する知識の組織内
配分と意思決定手続きに着目して，厚生
の指標，54(6)，1-6，2009.

12) 玉井邦夫：学校現場で役立つ子ども虐待対応の手
引き—子どもと親への対応から専門機関との連携
まで，明石書店，2007.

Influence of School Organizational Systems for Child Abuse on Elementary School *Yogo* Teachers' Responses to Cases of Abuse

Chiharu Aoyagi, Chieko Akuzawa, Kyoko Simoyama, Keiko Sakou

Abstract

With the aim of determining appropriate ways for elementary school *yogo* teachers to respond to child abuse, this study examined school organizational systems for child abuse with regard to their influence on how *yogo* teachers suspect and identify cases of child abuse and collaborate with external parties or organizations. Self-report questionnaires on school organizational system for child abuse and collaboration with external parties were distributed to every *yogo* teacher in all 344 elementary schools in Prefecture A. Questionnaires were collected from 146 *yogo* teachers (response rate 42.2%). Findings suggested that the existence of a school organizational system to handle child abuse was related to early detection of child abuse. The reason for not collaborating with external parties even when child abuse was suspected or identified was that the teachers either did not feel certain the abuse was happening or were concerned about the outcome of consulting or reporting the situation to external parties. This suggests *yogo* teachers lack of knowledge and information about the external parties involved in handling child abuse. To prevent delay in detecting abuse, future studies should explore factors related to difficulties in establishing necessary organizational systems, and examine how each discipline and involved party can better understand each other's roles and specifically how they can effectively collaborate with each other.

Keywords: *Yogo* teacher, child abuse, school organizational system, external party or organization